

長草のリラ 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人順明会が開設する長草のリラ(以下「事業所」という。)が行う指定通所介護、介護予防通所サービス及び広域型通所サービスの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員(以下「生活相談員等」という。)が、要介護状態もしくは要支援状態にある高齢者又は事業対象者に対し、指定通所介護、介護予防通所サービス及び広域型通所サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定通所介護の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要介護者状態にある高齢者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることとする。

2 介護予防通所サービスの提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要支援状態にある高齢者及び事業対象者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 広域型通所サービスの提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要支援状態にある高齢者及び事業対象者が可能な限りその居宅において、機能の維持もしくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した生活を営むことができるよう必要な機能訓練等を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

4 事業の実施にあたっては、関係市町村、居宅介護支援事業者及び地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 長草のリラ
- ② 所在地 愛知県豊川市長草町連田 40 番地 1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1 名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 従業者
[通所介護、介護予防通所サービス]
生活相談員 2 名以上
看護職員 1 名以上
介護職員 3.4 名以上
従業者は、指定通所介護・介護予防通所サービスの提供に当たる。

[広域型通所サービス]

介護職員 1名以上

従業者は、広域型通所サービスの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

[通所介護、介護予防通所サービス]

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。但し、12月31日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- ③ サービス提供時間 午前9時30分から午後4時40分までとする。

[広域型通所サービス]

- ① 営業日 木曜日とする。但し、12月31日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- ③ サービス提供時間 午前9時30分から午後4時40分までとする。

(利用定員)

第6条 事業の利用定員は次のとおりとする。

[通所介護、介護予防通所サービス]

25名 月曜日～金曜日

[広域型通所サービス]

3名 木曜日

(事業の内容及び利用料等)

第7条 事業の内容は次のとおりとし、サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額もしくは東三河広域連合が定める額とし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合に応じた額とする。

[通所介護、介護予防通所サービス]

- ① 食事の提供
- ② 入浴（シャワー浴）
- ③ 日常生活動作の機能訓練
- ④ 健康チェック
- ⑤ 送迎
- ⑥ アクティビティ（介護予防）

[広域型通所サービス]

- ① 食事の提供
- ② 日常生活動作の機能訓練
- ③ 健康チェック
- ④ 送迎
- ⑤ アクティビティ（介護予防）

- 2 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した送迎の費用は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、1キロメートルあたり 50円徴収する。
- 3 食費は、620円 おやつ・飲み物代 90円を徴収する。
- 4 おむつ代は、実費を徴収する。
- 5 日常生活や教室活動において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 6 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 生活相談員等は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、豊川市全域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第10条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(事故発生時の対応等)

第12条 事業所は介護サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、速やかにご利用者のご家族・ご利用者の後見人または身元引受人等関係者に連絡・報告を行なうとともに、ご利用者の生命の安全の確保を最優先にした対応を講じることとする。

[損害賠償]

施設は、サービス提供によりご利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、天災地異等不可抗力による場合を除き、速やかに誠意を持って損害賠償を行うこととする。但し、当該事故の発生につき、施設に故意過失がない場合はこの限りではない。また、ご利用者に重過失がある場合は、損害賠償の額を減じることがでることとする。

[施設賠償責任保険]

施設は、万一の事故の発生に備えて、「施設賠償責任保険」に加入しています。

[損害賠償がなされない場合]

①ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び重要事項またはサービス実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して発生した場合

②ご利用者の急激な体調の変化等、施設の実施したサービスを原因としない専ら起因して発生した場合

③ご利用者が、施設の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して発生した場合

(第三者による評価の実施状況)

第13条 第三者による評価の実施状況は無し。

(その他運営についての留意事項)

第14条

1 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものと

し、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後 3 カ月以内

② 継続研修 年 1 回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人順明会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止について)

第 15 条 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の上げ揚げる通り必要な処置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者（伊藤 芳英）

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を（年 1 回以上）を実施しています。

(身体拘束等)

第 16 条 事業者は、原則として利用者に対する身体拘束を廃止します。万一、利用者又は他の利用者、職員等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録に記載します。

附 則

この規程は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 27 年 11 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 31 年 2 月 1 日から施行する。

この規定は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

この規定は、令和元年 11 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は 令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

この規定は 令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は 令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

この規定は 令和 5 年 2 月 1 日から施行する。

この規定は 令和 6 年 9 月 1 日から施行する。